

神戸市介護サービス協会だより

神戸市介護サービス協会 〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市社会福祉協議会内
TEL 078 (271) 5326 FAX 078 (271) 5366
URL <http://www.kaigo-kobe.net>
E-mail kaigo@with-kobe.or.jp

◆ CONTENTS ◆

認知症の人にやさしいまち「神戸モデル」	1・2	協会の活動状況	8
神戸市高齢者介護士認定試験	3	神戸市認知症介護研修	8
神戸市との意見交換会	4・5	個別加入のご案内	8
マニュアルの改訂について	6	編集後記	8
H31年度事業計画	7		

認知症の人にやさしいまち「神戸モデル」がスタートしました

認知症「神戸モデル」とは、新たに創設する診断助成制度と事故救済制度を組み合わせ実施し、その財源は、超過課税の導入により、市民の皆様からご負担いただくこととする全国初の取り組みです。

診断助成制度(平成31年1月28日開始)

65歳以上の市民を対象に、認知症の疑いがあるかどうかを診る認知機能検診と、疑いがある方については、認知症かどうか、軽度認知障害(MCI)も含めて、病名の診断を行う認知機能精密検査を組み合わせた2段階方式の診断制度。

※自己負担ゼロ

- 受診券を申し込む 平成31年1月28日～随時受付中
(75歳以上の方には誕生日で四半期に分け無料受診券が送付される予定)

- 第1段階 認知機能検診:地域の医療機関で認知症の疑いの有無を診断。
※実施医療機関:364(3月時点)

認知症の疑いのある方

- 第2段階 認知機能精密検査:専門の医療機関で認知症かどうかと病名を診断。
※実施医療機関:60(3月時点)

認知症と診断された場合

認知症と診断されなかった場合

1年後の受診を推奨

事故救済制度(平成31年4月1日開始)

- 最高2億円の賠償責任保険に加入。(保険料を市が負担)
- 事故の場合、コールセンターで24時間365日相談対応。
- 所在がわからなくなったらかけつけ。(GPS安心かけつけサービス)※一部有料
<全市民対象>
- 認知症の人が起こした事故に遭われた場合、賠償責任の有無にかかわらず見舞金(最高3千万円)を支給。

認知症の人とその家族への支援

◆ こうべオレンジダイヤル ◆ (4月1日より開設)

市民からの認知症に関するあらゆる相談に応じる「こうべオレンジダイヤル」が開設されます。

- 相談内容：医療相談、福祉相談、神戸市の認知症施策について、関係機関の紹介等
- 電話番号：078-262-1717
- 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日、年末年始を除く)

相談内容により、本事業を受託する一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団が設置している認知症初期支援チームや、あんしんすこやかセンター(市内76カ所)、認知症疾患医療センター(市内7カ所)等と連携します。

※神戸市社会福祉協議会に開設されている「こうべ認知症生活相談センター」は3月31日をもって廃止されます。

◆ 認知症初期集中支援事業 ◆

認知症サポート医と看護師等の専門職で認知症初期集中支援チームを構成し、認知症の疑いがあり、医療・介護サービスを利用していない方、また医療・介護サービスを利用しているが徘徊等認知症による行動の問題が顕著で対応に苦慮している方を対象に、専門職が家庭訪問を行い、認知症サポート医を含めて支援の方法を決定し、鑑別診断の紹介などの適切な医療介護サービスにつなぐ事業です。

初期集中支援終了後は、ケアマネジャーや、あんしんすこやかセンター、かかりつけ医等に引き継ぎます。

◆ 神戸市高齢者安心登録事業 ◆

行方不明など日常生活に心配がある高齢者の生活情報等の事前登録を行うことにより、担当のあんしんすこやかセンターや警察などにおいて情報を共有します。また、あんしんすこやかセンターなどで日頃の地域見守りに役立てます。

登録者が行方不明になった場合は、協力者に電子メールで行方不明発生情報を配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指します。

- 対象者：市内に居住する行方不明など日常生活に心配のある在宅高齢者。
- 登録方法：担当のあんしんすこやかセンターでご本人と面談の上、登録。
- 問合せ先：あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

◆ こうべオレンジカフェ ◆

こうべオレンジカフェ(認知症カフェ)は、認知症のご本人やご家族、地域住民、専門職など、だれでも自由に参加し気軽に交流や相談ができる開かれた集いの場です。市内各区にあります。

※お近くのこうべオレンジカフェを知りたい方は、神戸市社会福祉協議会ホームページでご確認ください。

◆ 若年性認知症交流会「おひさま」 ◆

若年性認知症交流会おひさまは、若年性認知症のご本人やご家族、若年性認知症に関心のある方の集いの場です。

認知症のご本人の社会参加の場として、一人ひとりの体調や興味に合わせたレクリエーションを行っています。

(室内ゲーム、スポーツ、調理活動、音楽、周辺散策等)

ご家族には介護・医療・サービス等について、ご家族同士で情報交換をする時間を設けています。

ご本人・ご家族と一緒に参加していただけるプログラムもあります

- 開催日時：原則 毎月第3土曜日 10時30分～15時00分
- 開催場所：こうべ市民福祉交流センター内(神戸市中央区磯上通3-1-32)
- 参加費：茶話会代200円 昼食弁当実費(500円程度) 調理活動の場合は1日500円
- 参加者対象：若年性認知症のご本人・ご家族、介護サービス事業所スタッフ等、若年性認知症に関心のある方
※ご本人をサポートして下さる方や、プログラムを提供して下さるボランティアも募集しています。
※日時、場所、参加費等はプログラムにより変更することがあります。

参加方法や詳細については、事務局(神戸市社会福祉協議会)までお問い合わせください。

◆ さらに、平成31年度中には、以下のことも予定されています。

- 市内7箇所の認知症疾患医療センターに専門医療相談・日常生活相談窓口を順次開設。
- 診断後の通院介助や生活支援などを行う(仮称)認知症見守りヘルパー事業を開始。

平成31年度 神戸市高齢者介護士認定試験受験者募集

「神戸市高齢者介護士認定制度」は、介護職員の意欲向上と社会的評価の向上、神戸市全体の介護サービスの質の向上及び介護人材の確保のためにできた神戸市独自の認定制度です。神戸市内の施設・事業所にて3年以上5年未満の間継続して介護業務に従事している職員を対象として、4日間の講習会を実施するとともに認定試験を行い、合格者には神戸市から市長名で認定証を授与します。

<受験対象者>

・原則、平成31年7月31日現在、神戸市内の介護保険施設・事業所にて3年以上5年未満の間継続して介護業務に従事していることが見込まれる職員。

※3年未満または5年以上の職員については、講習会受講・認定試験受験を認めるが、高齢者介護士認定については所定の要件がある。

・学歴、資格保持等は問わない。

・認定試験受験対象者は神戸市介護サービス協会主催の講習会を受講修了したものとする。

<講習会・認定試験>

講習会	第1日目	平成31年5月25日(土)	午前9:15～午後5:00
	第2日目	平成31年6月14日(金)	午前9:15～午後5:00
	第3日目	平成31年6月29日(土)	午前9:15～午後5:00
	第4日目	平成31年7月12日(金)	午前9:15～午後6:15
	予備日	平成31年7月19日(金)	※予備日とは、第1日目～第4日目の講習会が、気象警報等で中止になった場合の振替日です。

認定試験 平成31年8月4日(日) 午前10:00～午後4:15

会場 こうべ市民福祉交流センター 神戸市中央区磯上通3-1-32

<費用>

講習会受講料	神戸市介護サービス協会	会員事業所職員	7,000円
		非会員事業所職員	10,000円
	認定試験受験料	会員・非会員とも	3,000円
テキスト代(中央法規出版:介護福祉士実務者研修テキスト)			10,800円

<申し込み方法>

協会ホームページより受験者募集についての各様式をダウンロードし、所定の用紙にて、各施設・事業所より神戸市介護サービス協会事務局宛郵送にてお申込みください。

申込締切 平成31年4月22日(月) 着まで



平成31年度から当認定制度合格者に対するキャリアアップ支援として、介護福祉士合格までの間(最長5年)、月額1万円の支援金が支給されます。※3～5年以外の方でも、認定試験合格者は対象です。介護福祉士有資格者は対象外です。(下記参照)

詳細はこちら



<神戸市の介護人材確保事業(平成31年度～)> ※申請方法等の詳細は今後神戸市からお知らせします

1. 神戸市高齢者介護士認定制度合格者に対するキャリアアップ支援金

高齢者介護士認定制度合格者に対し、介護福祉士資格取得のための支援金を支給します。

支給対象者: 高齢者介護士認定制度合格者で介護福祉士試験に合格するまでの介護職員で下記の要件を満たす者

- ①介護福祉士資格未取得者
- ②支給対象年度末に在籍していること
- ③高齢者介護士認定制度合格時に在籍していた事業所に継続して在籍(法人内異動を含む)し、かつ市内の事業所に在籍していること

支給額: 月額10,000円

支給期間: 高齢者介護士認定制度合格の月から介護福祉士試験に合格した月まで(最長5年)

2. 神戸市高齢者介護士認定制度受講支援事業

高齢者介護士認定制度受講促進のため、職員が受講する期間中の代替職員の確保に係る経費を補助します。

補助対象経費: 高齢者介護士認定制度の講習会・認定試験が実施される期間において、職員を出席させるために新たに雇用する代替職員の人件費(1施設当たり208,000円以内)

※人件費は、基本給、諸手当、社会保険料等の事業主負担分を指す

※代替職員が事業所の直接雇用ではなく派遣職員の場合は、契約に基づき派遣元事業主に支払う職員派遣に要する経費を補助対象とする

■ 平成30年度第2回 神戸市との意見交換会を開催しました ■

平成31年1月10日あすてつがKOBЕにおいて平成30年度第2回目の神戸市との意見交換会を開催しました。今回は、平成30年7月に開催した第1回神戸市との意見交換会にて、協会より提出した要望・意見に対して神戸市より回答いただくともに、意見交換を行いました。神戸市からは、保健福祉局介護保険課・介護指導課・高齢福祉課の課長、係長、市民福祉推進課の係長にもご出席いただき、当協会の運営委員・部会員と短い時間ではありましたが、活発な意見交換が行われました。紙面の都合上、全て掲載はできませんが、主な神戸市からの回答は以下の通りです。

1) 介護業界のイメージアップと介護人材の確保・育成について

① **現在、大きな課題となっている介護人材不足について、今後さらに人材が不足すると予想されます。神戸市として、介護人材確保、定着にむけた施策の実施と予算の確保をお願いします。**

神戸市：神戸市のホームページにおいて、福祉人材の確保や介護人材関連の情報をまとめたページを公開している。福祉の総合就職フェア、ハローワーク主催のガイダンス、高齢者介護士認定制度の研修の情報など、福祉や介護に関する情報発信に努めている。

福祉教育については、学校づくりの重点事業の1つとして、児童や生徒に福祉への理解を深める教育活動を展開しており、中学校では総合的な学習の時間等において、手話や、車いす体験、介護の仕方など、様々な体験活動を行って、高齢者や障がいを持つ方についての理解を深める学習を行っている。その中には、認知症サポーター研修を行っている学校もあり、小中高合わせて58校で実施している。また、中学校では、トライやるウィークで福祉施設での体験活動をしたり、夏休み期間中に中高生が参加するワークキャンプにおいて、福祉施設にて高齢者や障がい者との交流を深めたりして、介護や福祉の仕事への理解に繋げている。

離職者、潜在的有資格者への復職支援として、「介護職再就職支援講習会」をH28年度から、兵庫県、介護労働安定センターと共同して実施している。H28年度は24名受講し12名が再就職、H29年度は16名受講し4名の再就職に繋がっている。今年度は7月に開催し16名受講している。今後とも、介護・福祉の理解促進に繋がる取り組みを介護サービス協会、関係団体、教育委員会等関係機関と連携して進めていきたい。

② **神戸市において、保育士の宿舎借上げ支援事業は実施されているが、何故介護士は対象にできないのか、また、兵庫県では、介護士も含め複数の地域において福祉施設運営法人向けに住居手当補助が実施されていることから、是非とも、神戸市内の介護人材を対象とする住宅確保施策を実施していただきたい。**

神戸市：兵庫県で実施している住宅確保促進事業は、へき地の福祉人材確保対策として実施しており、地域外から新たに正規職員を採用した際に、運営法人等が負担する住宅手当を採用から1年間、1人当たり上限14,000円を補助する制度であるが、神戸市を含む都市部は対象外となっている。神戸市として、外国人介護人材に限り、全県的に対応してもらおうよう要望している。介護職員の住居に関する支援を含めて、福利厚生を拡充をはじめ、介護人材の処遇改善については、財源の拡充を行うよう国に要望するとともに、神戸市独自の施策についても関係部局と連携しながら検討していきたい。(平成31年度予算として、事業所所在地の区外から新たに正規職員を採用した際に法人に対して、住宅手当額の1/2を補助することが2月議会で決議されました。)

2) 介護予防・日常生活支援総合事業について

① **生活支援訪問サービスの利用者を増やす場合、従事者が不足することは必至であり、有効な広報等により生活支援訪問サービス従事者養成研修の受講者を増やすとともに、研修終了後に事業者説明会を開催する等、研修修了者が就業するよう支援いただきたい。**

神戸市：生活支援訪問サービスの養成研修の受講者は、今年度3回の研修で98名、昨年度までと累計すると368名となっている。新たな広報手段として、地下鉄の駅や図書館にチラシを設置する等行っている。研修修了者で実際に雇用されて働いている方のインタビューを撮影し、研修で放映して具体的に働くイメージを持っていただくような試みを行っている。昨年からは、研修会場に事業者のブースを設けて説明会を開催しているが、これも引き続き実施していきたい。

② **インフォーマルサービスを提供する団体の認可状況及び内容(営業時間、料金等)を逐次知らせていただき、神戸ケアネットでも検索できるようにしていただきたい。**

神戸市：インフォーマルサービスの情報提供については、現在、地域包括支援センターにおいて相談、問い合わせに対して、把握している範囲で情報提供を行っている。それ以上の情報提供については、実施団体の承諾を得てインターネット上で公表するなどできないか、引き続き検討していく。

③総合事業の必要なサービスを必要な対象者に届け、対象者の相談窓口・アセスメント機関である地域包括支援センターの機能強化のため、人員の増員・専門職（看護師・PT・OT等）の配置などを検討いただきたい。

神戸市：地域包括支援センターの人員は、国の配置基準と同じに定めている。今のところ専門職増員の方向はない。第7期事業計画の中でケアマネジメントの検討会議を開催していくと明記しており、今後、多職種によるケアプラン作成についてお力添えいただきたい。

3) 業務改善について

①神戸市の予算の中で「介護事業所の業務分析調査」等を実施することで、間接業務の削減（生産性向上）の方向性を提示いただきたい。そういった取り組みにより、必要と定められている書類の削減を図っていただくとともに、ITC活用やロボット活用に有効性が想定される場合には「初期導入に関わる補助」等による施策誘導を実施いただきたい。

神戸市：介護事業所の業務分析調査については国でH30年度に「介護事業所における生産性向上推進事業」で調査、分析を行っている。国の調査、研究やガイドラインを見ながら業務改善の方向性を検討していく。

介護ロボットについては、H28年度の国の補助金を活用し、市内の54事業所に介護ロボットを導入していただいた。導入の多かった移乗介助用のマッスルスーツと、見守り用のロボットについては、今年度、導入事業者アンケートを実施した。そこで出た課題について開発メーカーに改善要求をしていきたい。今年度、医療産業都市において、事業所との発表会、施設見学会、意見交換会を実施している。保健福祉局として、神戸医療産業都市と連携して、介護現場にとって本当に役に立つ製品の開発に繋がるように進めていきたい。初期導入にかかる補助については国の職場定着支援助成金や兵庫県の介護保険施設労働環境改善支援事業等の活用を検討していただきたい。市としても国の動向を踏まえながら、ICTやロボット活用の推進について検討していきたい。

②ケアマネジャーの業務範囲を明確にして「ケアマネジャーのできること、できないこと」のパンフレットを作成する等、利用者だけでなく関係者（行政担当者・医療関係者等）にも周知していただきたい。本来、利用者本人・家族が担うべき役割でも、高齢者や認知症の方には難しいため、放っておけずケアマネジャーが手助けしていること等について、今後ますます、独居、老老世帯が増加し、家族のサポートが期待できない状況を鑑み、行政として誰が担うのかを明確にして、周知していただきたい。

神戸市：ケアマネジャーの業務の定義については、介護保険法、厚生労働省令で定めている。業務の範囲についても厚生労働省令で定められている。

一人暮らし高齢者の金銭管理問題が重要であるという認識を持っているので、保健福祉局の部を跨いで、神戸市社会福祉協議会も交えてワーキンググループを作り、集中的に議論を進めている。成年後見制度、福祉サービス利用援助事業ともに緊急対応を想定した制度設計になっていないので、利用開始までに時間がかかってしまう。福祉事務所の中に設けている「くらし支援窓口」と連携して、すこしでも緊急の課題を減らすことはできないか議論をしている。

③利用者負担割合の確認のためにケアマネジャーが多大な時間・労力を取られている。計画作成依頼届出書に「負担割合について担当ケアマネジャーへの情報提供に同意する」欄へのサインを設ける等で、負担割合の変更がケアマネジャーにすぐわかるような通知の仕組みの構築をお願いしたい。通知が難しい場合でも、担当のケアマネジャーから区役所に電話で問い合わせた時に、担当ケアマネジャーの事務所宛に折り返し電話で回答がいただける等柔軟な対応をお願いしたい。

神戸市：介護事業者等からの負担割合の問合せについては、個人情報保護条例の所管課である市民情報サービス課に確認したところ、最初に同意を取っていても、その後変更のあった部分の同意が取れていないので、毎年発行される負担割合証の同意とはみなされないとのことである。電話での対応については、再発行の手続きを取るのが原則で、本人・家族の同意が困難である場合は、個別具体的な判断として対応するというのでよいのではないかとということである。個人情報の扱いについては、神戸市の統一的な基準で判断しているものなので、ご理解いただきたい。

4) その他

①認知症の方で行方不明となった場合に活用するGPSを介護保険のレンタル対象もしくは補助金の対象としていただきたい。

神戸市：介護保険で福祉用具貸与の対象となる品目は厚生労働省が基準を定めており、現在、GPS端末は対象とはしていない。最終的な判断は保険者が決定することとなっているが、保険者によりばらつきがあると困るので、福祉用具の判断については、テクノエイド協会に一元化して欲しいと国に要望している。

H31年4月より認知症の「神戸モデル」の中で、自己救済制度の一つとして、認知症と診断された方については、所在がわからなくなった場合の駆けつけサービスを含むGPS端末の初期導入費用を全額補助とするよう進めている。

②MCI、初期認知症高齢者への予防的な支援強化

神戸市：MCIと診断された方の具体的な予防策は現在確立されてはいないが、一般的に運動や趣味活動が予防に繋がると言われており、これらについて神戸市では地域拠点型一般介護予防事業において機能訓練等を行いながら、参加者同士の交流を図るなどの取り組みをしている。MCIと判断された方には、半年後の経過観察の診断を自己負担なしで受けていただけるようにした。

疾患別高齢者介護のポイント を改訂しました

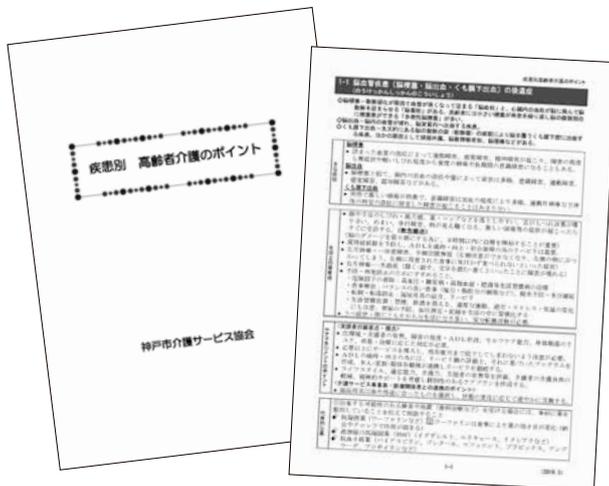
この度、マニュアル内容の見直しを行い、ケアマネジメントのポイントや代表的な薬、神戸市の制度についても、最新の情報に改訂いたしました。（47 ページ中 38 ページが改訂になっています。）

協会ホームページで公開していますので、改訂ページをダウンロードし差し替えいただけますようお願いいたします。

「疾患別高齢者介護のポイント」

医療職でない介護従事者が、利用者の方が持っている疾患等について知りたい時に、専門書では難しく、医療的な情報よりも普段の生活についての情報を知りたいとの声を受け、疾患ごとに簡単にまとめたものです。

- 高齢者によく見られる疾患を選定し、疾患ごとに①疾患の概要②主な症状③生活上の留意点④ケアマネジメントのポイント⑤代表的な薬を記載しています。
- 特定の疾患に限らない共通のポイントについても掲載しています。
- 介護保険以外で使える制度や窓口、様式等も掲載しています。
- 内容は発行時点のものであり（各ページ右下に発行年月が入っています）、随時内容の更新、新たな疾病の追加を行います。更新・追加については、ホームページにて公開しますので、ダウンロードし、追加、差し換えをしてください。



協会では、改訂版のマニュアルを差し替え可能なスライドレールファイルにファイルした物の販売も行っております。 **1冊100円**

詳細はこちら



～ 協会作成マニュアル等のご紹介 ～

介護ノート

複数の介護サービスを利用される方や、ひとり暮らしで認知症の症状を有する方などを対象に、ご本人に係わる介護サービス事業者、医療機関、ご家族間での情報の共有化を図り、ご本人によりよいサービスを提供するために使用するものです。
(A4・56ページの冊子)



1冊60円

在宅介護における感染予防マニュアル

在宅において介護サービスを提供する際に、介護職員が感染予防に関して注意すべき事項についてまとめたものです。

感染予防に有効な手段(手洗い、うがい、手袋、マスク、エプロン)や、在宅で介護サービスを提供する際に接する機会の多い感染症について、ケアの具体的な方法や注意点をまとめています。
(スライドレール式)



1冊100円

ホームヘルパーきほんのき

訪問介護を行うホームヘルパーが最低限知っておくべき基本的な心得やマナー等について、経験の浅いホームヘルパーにもわかりやすく記載したマニュアルです。

ヘルパー各自がいつでも見られるよう、携行しやすいコンパクトなA5サイズになっています。
(A5・36ページの冊子)



1冊60円

在宅介護における事故・クレーム対応事例集

複会員事業所から寄せられた事例もとに61事例を掲載しています。事故を防ぐために事前に確認しておくこと、発生直後の初期対応のポイントなど、事業所として取り組む基本的な対策などには共通事項があり、参考になります。専門家にいただいたワンポイントアドバイス、コメントも掲載しています。
(スライドレール式)



1冊100円

平成31年度 事業計画

1. 介護人材の確保・育成、環境改善への取り組み

介護関連職種に関する理解を深め、介護人材の確保に繋がるような方策を行うとともに、職員のキャリアアップや職場環境改善への取り組みも行います。

また、介護サービスの質の向上と介護職員のキャリアアップと意欲の向上を目的とした神戸市高齢者介護士認定制度の講習会及び認定試験を行います。

2. 関係者間の連携を深めるための取り組みの検討

地域包括ケアの推進にむけ、医療介護サポートセンター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、医療関係者、その他利用者関係者が、相互に連携するうえでの課題を探り、地域ケア会議及び連携のあり方について検討を行います。

連携がすすみ、市民サービスが向上していくよう、介護情報等共有のための諸様式の作成等具体的な検討を行います。

3. 介護サービスの質の向上に資するための取り組み

サービスの質の向上を図るため、現場の職員及び利用者にとって課題となっている事項や今後の取り組みが重要とされているケアのあり方等について調査・研究を行います。具体的な内容に関しては、運営委員会や部会での協議を通して、現場の職員が必要とし、かつ、協会で行うことが適当と考えられる事項とします。

4. 介護保険制度に関する課題への対応策の検討

ターミナル期・看取りにかかる評価、医療と介護の連携の強化、リハ職種との連携評価といった平成30年度の介護保険報酬改定にかかる影響や課題を検討していきます。そのうえで、複雑化する介護報酬の仕組みやその他の課題について、神戸市を通じて厚生労働省に要望し、神戸市で対応可能な課題については、具体的な提案を行うとともに、神戸市とともに協議をすすめていきます。

5. 介護保険事業者向け各種研修会の開催

全会員事業者を対象に、サービスの質の向上を図るために必要な知識・技術の習得、介護を取り巻く課題の理解等を目的として全体研修会を開催します。また、介護従事者や訪問介護事業所のサービス提供責任者等を対象にした継続研修会を引き続き開催します。

研修内容については、アンケート調査等を参考に各部会で検討し、運営委員会で調整を行います。また、各団体が実施する講演会や研修会の共催・後援等を行い、ホームページに情報を掲載するなど、効果的・効率的な研修実施に努めます。

- ① 全体研修会（年間3回）
- ② 介護現場で知っておきたい医学知識研修会
- ③ 訪問介護事業所 サービス提供責任者研修会
- ④ 在宅介護における口腔ケア実習

6. 広報活動

制度改正など、最新の介護保険情報や関連する保健・医療・福祉に関する情報を提供するとともに、協会活動を発信するなど広報活動を行います。

- (1) ホームページのリニューアル
- (2) ホームページでの最新情報の提供
- (3) 研修会を通じた情報提供
- (4) 協会活動の発信

7. 組織運営

(1) 運営委員会の開催

協会として統一的に取り組む課題の検討を行うとともに、各部会で個別に取り組む課題・事業内容の調整を行うため、運営委員会を定例的に開催します。

○テーマ

- ・ 介護保険制度に関する課題への対応
- ・ 保健・医療・福祉の連携
- ・ サービスの質の向上
- ・ 介護の理解を深めるための市民啓発
- ・ 外国人雇用を含む人材確保策

(2) 各部会の開催

「居宅介護支援サービス部会」「在宅サービス部会」「施設サービス部会」の3部会において、介護保険の各分野別の課題の検討を行うとともに、運営委員会での調整を通して、協会として一貫性のある取り組みを行います。

特定の課題について議論する場合は講師や行政担当者をしての開催や、3部会共通の課題については部会を合同開催するなど部会活動の充実を図ります。

<各部会での取り組み>

◇居宅介護支援サービス部会

- ・ ケアマネジメントから見る医療関係者・リハ職種との連携
- ・ 認知症の方への支援における職種同士の役割

◇在宅サービス部会

- ・ 在宅サービスにおける人材確保（訪問介護・通所介護・訪問看護）
- ・ 訪問系事業者の利用者等からの暴力・ハラスメントに関する課題検討

◇施設サービス部会

- ・ 施設における看取りと医療体制の検討
- ・ 神戸市と連携した高齢期の住まい方への市民への啓発活動の実施
- ・ 災害時の対応

(3) 神戸市高齢者介護士委員会・実務者会の開催

◇神戸市高齢者介護士委員会

- ・ 制度設計や認定試験と講習会の運営等について

◇神戸市高齢者介護士実務者会

- ・ 認定試験や講習会の内容等について

8. 個別課題に対応するための小委員会の開催

協会が実施する具体的な事業の企画・実施、運営委員会・各部会での個別検討課題を集中的に検討するため、必要に応じて小委員会を設置します。

◇介護現場への理解・介護人材確保に向けた市民啓発を考える小委員会

9. 総会の開催

協会の事業報告・事業計画、決算・予算、役員交代等について、広く会員に報告するため、総会を開催します。

協会の活動状況

◆ 2月から3月までの動き

平成31年		
2月	7日	平成30年度第6回運営委員会
	14日	介護現場で知っておきたい医学知識研修会 part2 3日目(参加者62名)
	21日	平成31年度第1回神戸市高齢者介護士実務者会
	28日	平成30年度第2回理事会
	3月	9日
3月	11日	平成30年度第4回在宅サービス部会
	14日	平成30年度第5回居宅介護支援サービス部会
		平成30年度第4回施設サービス部会

◆ 今後の予定(期日確定分のみ)

4月	4日	平成31年度第1回運営委員会
	11日	平成31年度第2回神戸市高齢者介護士実務者会
5月	9日	平成31年度第1回居宅介護支援サービス部会 平成31年度第1回施設サービス部会
	13日	平成31年度第1回在宅サービス部会
	25日	神戸市高齢者介護士講習会1日目

平成31年度 神戸市認知症介護研修 開催予定

＜神戸市認知症介護実践者研修＞

定員：各回100名
 受講日数：約27日間
 受講対象者：実務経験が概ね2年程度の方
 受講料：26,000円(テキスト代含)
 22,000円(テキスト購入なし)

<日程>

第1回 2019年5月24日(金)～8月19日(月)
 第2回 2019年7月23日(火)～10月25日(金)
 第3回 2019年9月10日(火)～12月17日(火)
 第4回 2019年11月21日(火)～2月21日(金)

＜神戸市認知症介護基礎研修＞

定員：各回50名
 受講日数：1日間
 受講対象者：実務経験が概ね2年以下の方
 受講料：4,000円(テキスト代含)
 ※eラーニング型とは、事前にインターネット上で(約3時間程度)講義・確認テストを行い、集合研修に参加します。
 ※eラーニング型は申込者が少ない場合、不開講とすることがあります。

<日程>

(集合型) 2019年8月7日(水)
 (eラーニング型) 2020年1月23日(木)

＜神戸市認知症介護実践リーダー研修＞

定員：40名
 受講日数：約29日間
 受講対象者：実践者研修修了後1年以上経過し、実務経験が概ね5年以上の方
 受講料：37,000円(テキスト代含)
 32,000円(テキスト購入なし)

<日程>

2019年10月11日(金)～12月10日(火)

申込・問合せ先：神戸市社会福祉協議会 認知症介護研修係 TEL：078-200-4013

※詳細については神戸市社会福祉協議会ホームページでご確認ください <https://www.with-kobe.or.jp>

個別加入のご案内

協会では、下記の団体加入会員(団体一括加入)の7団体に加入されていない法人・事業所等で、神戸市内で活動を行う介護サービス事業者を運営する法人・事業者や介護サービス関連事業を行う団体を対象に、個別加入の受付を行っています。

詳しくは、協会事務局までお問い合わせ、または協会ホームページをご覧ください。

- 団体加入会員(団体一括加入)
- 一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
- 一般社団法人 神戸市介護老人保健施設協会
- 公益社団法人 神戸市民間病院協会
- 神戸市シルバーサービス事業者連絡会
- 一般社団法人 神戸市医師会
- 公益社団法人 神戸市歯科医師会
- 一般社団法人 神戸市薬剤師会
- 上記の7団体に所属する会員

編集後記

訪問系サービス従事者アンケートに寄せられた数々の事例に驚きました。大変な状況にも耐えて働いている方も多くのように思えます。病気を抱えている方など、ハラスメントをする側の状況も色々あるとは思いますが、どんな職種であれハラスメントを当然のことと受け入れて働くという仕事などあってはならないと思います。業界全体で、従事者を守るという流れにしていかなければ、ますます介護人材が不足することは必至です。働き方改革の推進が言われていますが、「働き方」は働いている人のためであって、働かしている人が、法律を遵守するためだけに推進されることのないように望みます。(か)